平成２３年（フ）第１１００号
千葉市花見川区花見川９番12棟102号
債務者　渡邉ヤス子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１０７号
横浜市旭区南本宿町100番地２パークシティ96－402、申立時の住所千葉市緑区高田町1427番地１
債務者　金子　徳幸
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１１４号
千葉県船橋市大穴北１丁目20番５号
債務者　西井　誠司
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１１５号
千葉県船橋市大穴北１丁目20番５号
債務者　西井　晶子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１２２号
千葉県市川市鬼高３丁目13番２―105号マンションニュー中山
債務者　高橋　千寿
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１４８号
千葉市若葉区桜木北２丁目５番６号　コーポ長島７号
債務者　坂本千鶴子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１５９号
千葉県市川市宮久保１丁目33番17号ローズビレッジ205
債務者　市川なおみ
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１７６号
千葉県船橋市丸山５丁目29番１号　津久井マンション201号
債務者　田中　信代（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３４号
富山県魚津市上村木１丁目４番６号　千歳マンション101
債務者　ベーカー恵子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第３７０号
金沢市野町５丁目６番８号　たちばな荘103号室、従前の住所金沢市太陽が丘３丁目373番地
債務者　茶谷　信宏
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３９０号
金沢市割出町81番地１　ハイツブレーメン102号
債務者　竹田　直人
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４０８号
石川県白山市道法寺町ハ71番地３　明光マンション301号室、従前の住所石川県白山市倉部町72番地
債務者　細川　賢一
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４１８号
金沢市北間町イ69番地３、従前の住所石川県加賀市山代温泉桔梗丘１丁目80番地の１
債務者　中野　沖士
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４２３号
金沢市観音堂町ホ50番地７
債務者　下出栄利子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５５号
山梨県富士吉田市上吉田939番地の１　若宮コーポ203号室
債務者　渡邊　英輝
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第５８号
山梨県都留市桂町612番地
債務者　関戸奈美江
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
山梨県都留市桂町612番地
債務者　関戸　一寿
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係